

ぐんま木の建物っていいね推進事業補助金交付要綱

制定 令和8年4月1日 林振第30811-1号

(趣旨)

第1条 ぐんま木の建物っていいね推進事業補助金（以下「補助金」という。）は、店舗等（不特定多数の県民が利用できる訴求性の高い民間施設）の県産木材による木造化、木質化に対して補助金を交付することにより、地元の木で作られた建物の良さを実感する機会を増やすとともに非住宅建築物の木材利用率向上を目的とする。

第1条の2 この補助金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 県産木材

ぐんま優良木材品質認証センターが定めるぐんま優良木材製品品質規格基準に適合することを認証された製材品（ぐんま優良木材）及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）第2条第2項に規定する合法伐採木材等で、群馬県内の森林から合法的な手続を経て伐採された素材丸太を原材料とし製造されたもの。

(2) 木造化

構造部に木材を使用し、新築、増改築すること。

(3) 木質化

壁、床、天井等、構造に固定された内外装に木材を使用すること。

(4) ZEB

別表3に定める建築物をいう。

(補助事業の範囲等)

第3条 ぐんま木の建物っていいね推進事業（以下「補助事業」という。）の事業実施主体（以下「補助事業者」という。）、補助対象物件、補助要件は、別表1に定めるとおりとする。

2 補助対象経費、補助率については、別表2に定めるとおりとする。

3 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されているもの

(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けているもの

(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているもの

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの

(8) 暴力団員と密接な交友関係を有するもの

4 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 出入国管理及び難民認定法による不法就労者

(2) 出入国管理及び難民認定法による不法就労を助長する者

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別記様式第1号により、別表4に掲げる書類を添付し、別に定める日までに知事に申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 知事は、前条の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、別記様式第2号により補助事業者に通知する。

(交付の条件)

第6条 第1条に規定する補助金の交付の目的を達成するため、補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助金に係る規則、要綱等の規定に従わなければならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の執行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助対象物件については、知事の承認を受けずに、第1条に規定する補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付けないこと。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助対象物件は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、第1条に規定する補助目的に従って、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は当該金額に補助金交付率を乗じた金額を県に納付させることがあること。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、第3条第3項各号及び第4項各号に掲げる者を契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(交付決定の取消し)

第6条の2 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分に違反したとき。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、変更等の承認を受けようとするときは、別記様式第3号による補助金変更等申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による変更等承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 補助金額の変更を伴う補助対象事業費の増額及び10パーセントを超える減額
- (2) 補助事業完了日の延期

3 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、交付決定された全ての補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第4号による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、第1項の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の変更を承認し、別記様式第5号による補助金変更交付決定指令書により通知する。

- 5 知事は、第3項の規定により事業中止（廃止）申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、別記様式第6号による事業中止（廃止）承認指令書により通知する。

（執行状況報告）

第8条 補助事業者は、規則第10条の規定により、事業完了まで、毎月末日現在の執行状況について、別記様式第7号による執行状況報告書により知事に報告しなければならない。

（概算払の請求）

第9条 知事は、補助事業の執行上特に必要と認めたときは、規則第7条第2項に規定する概算払により補助金を交付することができる。

- 2 前項の規定による概算払によって、補助金を請求しようとする補助事業者は、別記様式第8号による概算払請求書により知事に提出しなければならない。
- 3 知事は前項の規定による請求書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、別記様式第9号による概算払決定通知書により通知するとともに、補助事業者が指定する口座に振り込むものとする。

（実績報告等）

第10条 規則第11条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第10号によるものとし、次の各号のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の3月31日
 - (2) 補助事業の完了の日（中止若しくは廃止の承認を受けたときを含む。）から起算して30日を経過した日
- 2 知事は、前項の規定により実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金額を確定するとともに、別記様式第11号による補助金額の確定通知書により通知し、補助事業者が指定する口座に振り込むものとする。

（繰越しの承認の申請）

第11条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了することができないと見込まれ、かつ、補助事業の繰越しをする必要がある場合は、別記様式第12号による繰越承認申請書を補助事業の実施年度の1月末までに提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、繰越しを必要とする額が確定したときは、直ちに繰越額確定計算書（別記様式第13号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の繰越承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、やむを得ないと認めたときは、別記様式第14号による繰越承認書により通知する。

（運用実績の報告）

第12条 補助事業者は、工事の完了した年度の翌1年間の利用状況について、翌々年4月末までに別記様式第15号により知事に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、第1項の報告について、第5条により交付決定した計画の内容のうち、年間の利用者計画から3割を超える減がある場合、別記様式第15号付により理由の報告をしなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度事業から適用する。